十三　電氣通信系に接続する私設設備の工事設計、裝置及び保存の規準を設定すること。

十四　電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國内又は國際電氣通信設備の全部又は一部を設計すること。

十五　有線私設設備（搬送設備を含む。）に関する技術上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に関するものについては、電波廳と協議すること。

十六　電氣通信技術に関する國際的委員会、連合会議その他類似の会議に代表者を派遣すること。但し、電波廳、航空保安廳及び電氣通信研究所の所掌に属するものを除く。

十七　國際電氣通信設備の建設及び保存に関し、外國の政府その他の機関又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

十八　電氣通信設備の建設及び保存に必要な船舶及び舟艇を建造し、購入し、修理し、及び保管すること。

十九　前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の基準、工事計画、資材の取りまとめ、設計等に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（建設局の事務）

第十七條　建設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　前條第一号の工事計画に從い、電氣通信設備を準備し、建設し、及び裝置し、並びに施設局が指定する取替工事をすること（第十八條第三号に掲げるものを除く。）。

二　政府機関、個人又は会社その他の團体の専用に供する電氣通信設備を建設し、及び裝置すること。

三　前二号の工事に使用する機器、物品及び素材を受け取り、及び保管すること。

四　電氣通信設備の建設に関する請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した工事を検査し、及び引渡を受けること。

五　電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國内又は國際電氣通信設備の全部又は一部を建設すること。

六　前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建設に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（保全局の事務）

第十八條　保全局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　電氣通信施設の取替に関する要求案並びに保存に関する長期及び年度の工事計画案を作成し、施設局に送付すること。

二　第十六條第一号の工事計画に從い、電氣通信設備を保存し、取り替え（施設局及び建設局の所掌に属するものを除く。）、整理し、及び修理すること。

三　建設局で行うより経済的且つ能率的な場合は、電氣通信設備を建設すること及び私設設備を電氣通信系に接続すること。

四　政府機関、個人又は会社その他の團体の専用に供する電氣通信設備を保存すること。
五　電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國内又は國際電氣通信設備の全部又は一部を保存すること。
六　周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、対公衆関係の計画を実施すること。
七　前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の保存に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（資材局の事務）

第十九條　資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
一　関係部局及び個人又は会社その他の團体の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りまとめ、及びその割当をすること。
二　関係部局の要求する機器、物品及び素材を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。
三　倉庫を設置し、廃止し、及び管理すること。
四　関係部局と協議の結果不用と認められた機器、物品及び素材を処分すること。
五　事務用品の改良について調査し、及び考案すること。
六　前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の運用及び設備の建設、保守に必要な機器、物品及び素材に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（建築部の事務）

第二十條　建築部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
一　関係部局の要求する土地、建物及び工作物並びにその附帯設備（以下不動産という。）の工事を設計し、及び施工すること。
二　関係部局の要求により、不動産を買收し、借り入れ、及び寄附を受理し、並びに経理局を通じて交換し、及び処分すること。
三　不動産に関する工事の請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した請負工事を検査し、及び引渡を受けること。
四　前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建築に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（総務室の事務）

第二十一條　業務総務室においては業務部門の各部局の所掌に属する事項に関し、施設総務室においては施設部門の各部局の所掌に属する事項に関し、それぞれ左に掲げる事務をつかさどる。
一　機密に関すること。
二　各部局の要求に基き、職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
三　各部局の提出する職員の給與、身分等に関する意見及び資料を取りまとめ、人事局に送付すること。

四　各部局の定員に関すること。
五　各部局の作成した職員の需要及び採用に関する計画案を取りまとめ、人事局に送付すること。
六　各部局の要求に基いて、職員の住宅、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を作成し、人事局に送付すること。
七　各部局の收集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。
八　業務部門各部局の業務の運用に必用な機器、物品、素材等に関する要求案を取りまとめ、資材局に送付すること。
九　所掌事務に関する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
十　所掌事務に関する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。
十一　所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の実地検査を行うこと。
十二　所掌事務の遂行に必要な予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。
十三　所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に関する要求案を作成すること。

（人事局の事務）

第二十二條　人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　職員に関する左の事務を処理すること。
　(一)　職階及び任免に関すること。
　(二)　給與、勤務時間その他勤務の條件に関すること。
　(三)　服務規律、分限及び懲戒に関すること。
　(四)　勤務成績の評定及び記録に関すること。
　(五)　人事記録の作成及び保管に関すること。
　(六)　公務傷病に対する補償及び恩給に関すること。
　(七)　職員の結成する組合その他の團体との交渉並びにこれらの團体に関すること。
　(八)　職員の苦情の処理に関すること。
二　職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。
三　職員の定員に関すること。
四　職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。
五　職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
六　関係部局の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。
七　電氣通信省共済組合に関する法令の執行に関すること。
八　所部の職員を訓練すること。
九　予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。
十　事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に從つて、成立予算実行計画の修正案を作

成し、經理局に送付すること。

十一　職員の訓練に關し、各部局に対し必要な勧告をすること。

十二　職員の職階、能率、勤務條件等に關する調査をし、及び統計を作成すること。

十三　前各号に掲げるものの外、人事に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（經理局の事務）

第二十三條　經理局においては、電氣通信事業特別会計に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一　關係部局の作成した予算案を取りまとめ、及び意見を附して総務長官に上申すること。

二　關係部局の作成した成立予算実行計画案を取りまとめ、及び意見を附して総務長官に上申すること。

三　前号の実行計画案が決定した場合は、これを關係部局に通報すること。

四　決定された実行予算の実施を監視すること。

五　財政、金融、経済事情を調査し、事業財政に及ぼす影響を検討し、予算の実行に關し他の部局に必要な勧告をすること。

六　会計に關する一切の決算をすること。

七　収入及び支出の調定及び出納をすること。

八　収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

九　会計制度の研究をすること。

十　会計及び財務に關する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

十一　原簿計算に關すること。

十二　資金を統制し、管理し、及び調達すること。

十三　契約手続を定めること。

十四　各部局の契約等の計画を取りまとめること。

十五　支拂計画を設定し、及び關係部局に通知すること。

十六　軍票の受拂処理をすること。

十七　契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理の責任を有する職員に対する会計監査をすること並びに総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。

十八　小切手及び國庫金振替の認証をすること。

十九　会計及び財務に關する統計を作成し、並びに電氣通信省の所掌事務に關する統計の基本計画を設定すること。

二十　電氣通信事業の原價計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。

二十一　固定資産の記録を保持し、國有財産及び借入不動産を管理すること。

二十二　所部の職員を訓練すること。

二十三　前各号に掲げるものの外、財務、会計及び統計に關し、電氣通信省の権限として法令の定

める事項を処理すること。

（電氣通信研究所の事務）

第二十四條　電氣通信研究所においては、左に掲げる事務をつかさどる。

（方式実用化部）

一　電氣通信方式（装置を含む。以下本條中同じ。）の実用化（研究を要する改良を含む。以下本條中同じ。）及び現場試験を行うこと。

二　前号の実用化に基き、新規の又は改良された電氣通信方式の工事、運用、保存等に必要な実施規程の草案を作成し、施設局に送付すること。

三　電氣通信方式の仕様書の草案を作成し、施設局に送付すること。

四　施設部門の各部局の使用する電氣通信方式の検査実施規程及び検査指図規程の草案を作成し、施設局に送付すること並びに試験装置の実用化を行うこと。

五　電氣通信方式に関し、その製造業者に必要な技術的資料及び助言を與えること。

六　第五條第十八号の規定に従い、第一号の実用化の事務の一部を外部の研究機関に委託すること。

七　第五條第十八号の規定に従い、委託された電氣通信方式の実用化を行うこと。

（器材実用化部）

八　電氣通信用器材に関し、第一号から第七号までに掲げる事務に相当する事務を行うこと。

（基礎研究部）

九　方式実用化部及び器材実用化部の行う実用化と電氣通信技術の將來の発達とに必要な基礎的研究を、電氣通信又はこれに関連する科学諸分野において行うこと。

十　第五條第十八号の規定に従い、前号の基礎的研究の一部を外部の研究機関に委託すること並びに委託により基礎的研究を行うこと。

（特許出版部）

十一　電氣通信活動に必要な電氣通信技術に関する特許権及び実用新案権の取得、実施及び調査に関すること。

十二　研究所の運営に必要な図書、出版及び周知に関すること。

（試作部）

十三　試作設備を設置し、並びに実用化及び基礎的研究に必要な試作業務を行うこと。

（事務部）

十四　研究所の所掌事務に関する機密に関すること。

十五　予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、研究所の年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

十六　事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

十七　研究所の事務遂行にもつぱら必要な機器、物品及び素材を調達し、出納し、及び保管すること

と。但し、調達については、資材局で有効に調達し得る場合を除く。

十八　研究所の管理に属する土地、建物及びこれに附帶した工作物の建設及び修繕の計画案を作成し、施設局に送付すること。

十九　電氣通信技術の調査及び研究にもつぱら必要な研究施設を設置し、及び管理すること。

二十　電氣通信技術の調査及び研究に関する國際的委員会、連合会議その他類似の会議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に属するものを除く。

二十一　前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（各部局の共通事務）

第二十五條　第七條第一項の各局、部及び研究所においては、第十一條から第二十條まで及び前三條に掲げる事務の外、各〻その所掌事務の範囲において、左に掲げる事務をつかさどる。

一　法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。

二　予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

三　統計及び資料を收集し、及び分析すること。

四　職員の給與、身分等に関する意見を提出すること。

五　職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

六　職員の定員に関すること。

七　職員の指揮統督に関する事務を処理すること。

八　職員の訓練に関する計画案を作成すること。

九　職員の住宅、寄宿舍その他の厚生施設の設置の要求案を作成すること。

十　機器、物品及び素材に関する要求案を作成すること。

十一　事務処理の基準、標準実施方法及び取扱手続を定めること。

十二　所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の実地檢査を行うこと。

第二節　地方機関

（地方機関）

第二十六條　電氣通信省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機関を置く。

地方電氣通信局

地方電氣通信部

地方電氣通信管理所

地方電氣通信取扱局

2　地方電氣通信局は第七條第一項に掲げる各部局（電氣通信研究所を除く。）の事務の一部を、地方電氣通信部は地方電氣通信局の事務の一部を、地方電氣通信管理所は地方電氣通信部の事務の一部を、地方電氣通信取扱局は地方電氣通信管理所の事務の一部をそれぞれ分掌する。

3　地方機関（地方電氣通信取扱局を除く。）にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上

官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員の服務につきこれを指揮統督する。

第二十七條　地方電氣通信局は、東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2　地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。

3　電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

4　地方電氣通信局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。

第二十八條　地方機関の内部組織は、第七條第一項に掲げる部局に應ずることを原則とする。

第三章　外局

（外局）

第二十九條　國家行政組織法第三條第三項の規定に基いて、電氣通信省に置かれる外局は、左の通りとする。

電波廳

航空保安廳

第一節　電波廳

（電波廳の任務及び長）

第三十條　電波廳は、無線に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令の定めるところに從い、電波が公衆の利益、利便又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用されることを確保することを任務とする。

2　電波廳の長は、電波監理長官とする。

（内部部局）

第三十一條　電波廳に、長官官房及び左の四部を置く。

法規經濟部

施設監督部

技術部

監視部

（長官官房の事務）

第三十二條　長官官房においては、電波廳の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　公印を制定し、及び管理すること。

三　公文書を編集し、及び保存すること。

四　総合調整をすること。

五　無線周波施設の許可（無線周波設備の建設許可を含む。）並びに私設の無線電信又は無線電話の

施設を公衆通信の用に供させることについての法規経済部及び施設監督部の意見を取りまとめて電波監理長官に提出すること並びにその決裁に従い許可書等を作成すること。

六　分課に関すること。

七　監察を行うこと。

八　報道に関すること。

九　各部の收集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。

十　職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

十一　職員に関し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に関すること並びに職員の厚生及び保健並びに宿舍に関すること。

十二　職員の結成する團体との交渉及び職員の苦情の処理等に関する事項を処理すること。

十三　予算及び成立予算の実行計画を取りまとめ、並びに実行予算の実施を監視すること。

十四　歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な事務を処理すること。

十五　機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。

十六　土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。

十七　國有財産を管理すること。

十八　他の部の所掌に属しない事務に関すること。

（法規経済部の事務）

第三十三條　法規経済部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　技術基準、運用及び設備の基準、通信士の資格、運用方法、周波数の割当、無線周波施設及び回線の許可、呼出符号の指定等電波の管理に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に関すること。但し、この基準、資格、運用方法等の範囲内で第七條第一項に掲げる各部局がこれらの事項を定めることを妨げるものではない。

二　電波廳の所掌事務に関し、國際電氣通信連合との連絡に関すること並びに電波に関する國際的委員会、連合会議その他類似の会議に代表者を派遣すること。

三　第一号に掲げる範囲において、電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。

四　無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格及び免許に関すること。

五　無線周波施設の許可（無線周波設備の建設許可を含む。）並びに許可された無線周波施設について法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。

六　無線電信法第六條の規定に基き、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。

七　前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関する法規的な事務を処理すること。

（施設監督部の事務）

第三十四條　施設監督部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　無線周波施設の許可（無線周波設備の建設許可を含む。）について技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

二　無線周波施設を分類し、その業務を定めること。

三　電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線周波施設の運用に関する條件を定めること。

四　電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に從い無線周波施設の許可、廃止等に関し、國際周波数登録委員会に対し通告その他の連絡をすること。

五　無線周波施設の規律及び監督に関すること。

六　無線電信法第六條の規定に基き、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

七　前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関し技術及び運用部面の事務を処理すること。

（技術部の事務）

第三十五條　技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　電波廳の所掌事務を遂行するに必要な無線技術の基礎的又は実用化に関する研究及び調査をし、又は第五條第十八号の規定に從い、これを部外の研究機関に委託すること。

二　前條第三号の規定による指定のために、周波数を選定すること。

三　周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を放送すること。

四　無線周波設備の機器の最低動作基準を定め、並びにその認定及び実地検査をすること。

五　電波の傳ぱん狀況を予報し、及び電波傳ぱんの異常に関して警報を発すること。

六　電波の規律、標準電波の発射及び無線報時等電波管理に必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

（監視部の事務）

第三十六條　監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　電波の監視及び規正に要する施設を計画し、設置し、及び管理すること。

二　電波を監視し、及び規正すること。

三　不法に施設された無線周波施設を探査すること。

四　電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に從い、電波の監視及び規正に関し、國際電波監視機関との連絡及び資料の交換を行うこと。

五　無線用水晶片及び周波数測定器具を較正すること。

（地方支分部局）

第三十七條　電波廳の地方支分部局として、地方電波管理局を置く。

2　地方電波管理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
関東電波管理局	東京都	東京都　神奈川縣　崎玉縣　群馬縣　千葉縣　茨城縣　栃木縣　山梨縣
信越電波管理局	長野市	長野縣　新潟縣
東海電波管理局	名古屋市	愛知縣　三重縣　靜岡縣　岐阜縣
北陸電波管理局	金沢市	石川縣　福井縣　富山縣
近畿電波管理局	大阪市	大阪府　京都府　兵庫縣　奈良縣　滋賀縣　和歌山縣
中國電波管理局	廣島市	廣島縣　鳥取縣　島根縣　岡山縣　山口縣
四國電波管理局	松山市	愛媛縣　德島縣　香川縣　高知縣
九州電波管理局	熊本市	熊本縣　長崎縣　福岡縣　大分縣　佐賀縣　宮崎縣　鹿兒島縣
東北電波管理局	仙台市	宮城縣　福島縣　岩手縣　青森縣　山形縣　秋田縣
北海道電波管理局	札幌市	北海道

3　地方電波管理局は、電波廳の事務の一部を分掌するものとし、その範囲は政令で定める。

4　地方電波管理局の内部組織は、電氣通信省令で定める。

5　電氣通信大臣は、地方電波管理局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

6　前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

（電波廳の權限）

第三十八條　電波廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第二十二号から第三十三号までに掲げる權限を行使することができる。

2　電波監理長官は、電波廳の所掌事務の一部を第七條に掲げる内部部局に委託することが經濟的であると認めるときは、電氣通信大臣の承認を經て、これを委託することができる。

第二節　航空保安廳

（航空保安廳の任務及び長）

第三十九條　航空保安廳は、航空保安に関する事務を行うことをその任務とする。

2　航空保安廳の長は、航空保安廳長官とする。

（内部部局）

第四十條　航空保安廳に、左の二部を置く。

事務部

技術部

（事務部の事務）

第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 総合調整をすること。

五 分課に関すること。

六 監察を行うこと。

七 調査及び統計に関すること（技術部の所掌に属するものを除く。）。

八 法令、規程及び規約を立案すること。

九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

十 職員に関し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に関すること並びに職員の厚生及び保健並びに宿舍に関すること。

十一 職員の厚生及び保健並びに宿舍に関すること。

十二 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な事務を処理すること。

十三 機器、物品及び素材を調達すること。

十四 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。

十五 國有財産を管理すること。

十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に属しない事務に関すること。

（技術部の事務）

第四十二條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

二 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。

三 航空保安施設の運用に関する手続を定め、及び実施すること。

四 航空保安施設の建設及び保存のための機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びにこれを出納し、及び保管すること。

五 前号の機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。

六 第四号の機器及び物品の修理に関すること。

七 航空保安施設の建設、保存及び修繕に関する工事を設計し、実施し、及び監督すること。

八 航空保安施設の建設、保安及び運用に関する技術標準を定めること。

九 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

十　航空保安業務の國際的協力のために開催される國際会議に代表者を派遣すること。

十一　所部の職員の訓練に関すること。

（航空保安廳の機関）

第四十三條　電氣通信大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機関を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名称	目的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること（航空標識所の所掌に属するものを除く。）。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

2　航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

3　電氣通信大臣は、第一項の機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、電氣通信大臣が定める。

（航空保安廳の権限）

第四十四條　航空保安廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号、第二十二号及び第三十三号に掲げる権限を行使することができる。

第四章　附属機関

（附属機関）

第四十五條　第五十一條に規定するものの外、電氣通信省に置かれる附属機関は、左の通りとする。

電氣通信審議会

病院、診療所及び療養所

職員訓練所

電波観測所

（電氣通信審議会）

第四十六條　電氣通信審議会（以下審議会という。）は、第四條に掲げる業務の健全且つ能率的な運営を図るための機関とする。

2　審議会は、第四條に掲げる業務に関し、電氣通信大臣の諮問する事項（電波規正審議会に諮問する事項を除く。）を調査審議し、電氣通信大臣に答申する。

3　審議会は、必要がある場合は、第四條に掲げる業務に関する重要事項について関係大臣に建議することができる。

4　審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

（病院等）

第四十七條　病院、診療所及び療養所は、電氣通信省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。

（職員訓練所）

第四十八條　職員訓練所は、電氣通信省の職員の訓練を行うための機関とする。

（電波観測所）

第四十九條　電波観測所は、電氣通信研究所の研究に伴う電波傳ぱんの観測を行うための機関とする。

（名称等）

第五十條　第四十五條に掲げる附属機関（電氣通信審議会を除く。）の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

（その他の附属機関）

第五十一條　左の表の上欄に掲げる機関は、電氣通信省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
電氣通信省共濟組合審査会	電氣通信省共濟組合の給付に関する決定又は掛金の徴收に関して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として、公平な審査をし、及び裁決をすること。
電氣通信省共濟組合運營審議会	電氣通信省共濟組合の運營に関する事項を調査審議すること。
電波規正審議会	電波の規正技術に関する事項を調査審議すること。
非常無線通信審議会	非常無線通信の運用について調査審議すること。
無線從事者資格檢定審議会	無線周波設備の運用又は操作に從事する者の資格檢定に関し、調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第五章　職員

（職員）

第五十二條　電氣通信省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

（定員）

第五十三條　電氣通信省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第六章　雜則

（権限の委任）

第五十四條　電氣通信大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、内部部局、地方機関及び附属機関並びに電波廳（地方支分部局を含む。）及び航空保安廳に委任することができる。

（組織の細目）

第五十五條　電氣通信省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により電氣通信大臣が定める。

附　則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律（昭和二十三年十二月十六日法律第二百四十六号）

財閥同族支配力排除法（昭和二十三年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「第六條第三項」を「第六條第二項」に改める。

第七條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第八條第五項を削る。

第九條第二項中「財閥関係役員審査委員会が、」及び「決定したものについて、」を削る。

第十條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「第六條第三項」を「第六條第二項」に改める。

「**第四章**　財閥関係役員審査委員会」を「**第四章**　審査」に改める。

第十一條から第十三條まで　削除

第十四條中「財閥関係役員審査委員会の要求に應じ、関係者をして、委員会に対して」を「関係者をして」に改める。

第十五條　削除

第十六條中「前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間内（第八條第一項による申請については二日以内）に申請の」を「第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項から第四項まで、第九條第三項又は第十條第一項の規定による申請を受理したときは、速かにこれを審査し、」に改める。

第十七條から第二十二條まで　削除

第二十四條から第二十七條まで　削除

第二十八條中「前條の規定による再審査の報告を受けたときは一週間以内に」を「第二十三條の規定による再審査の申請を受理したときは、速かにこれを審査し」に改める。

第二十九條　削除

第三十條中「第十四條、第十七條第二項、第十八條、第十九條第二項及び第三項、第二十條ない至第二十二條の規定は、財閥関係役員再審査委員会に」を「第十四條の規定は、第二十八條の規定によ

る内閣総理大臣の再審査に」改める。

第三十一條第一項第五号中「第十四條」の下に「(前條において準用する場合を含む。)」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から、施行する。

2　改正前の財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に関する違反行爲についての罰則の適用については、なお従前の例による。

國立國語研究所設置法(昭和二十三年十二月二十日法律第二百五十四号)

(目的及び設置)

第一條　國語及び國民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて國語の合理化の確実な基礎を築くために、國立國語研究所(以下研究所という。)を設置する。

2　研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

(事業)

第二條　研究所は、次の調査研究を行う。

一　現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究

二　國語の歴史的発達に関する調査研究

三　國語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究

四　新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究

2　研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。

一　國語政策の立案上参考となる資料の作成

二　國語研究資料の集成、保存及びその公表

三　現代語辞典、方言辞典、歴史的國語辞典その他研究成果の編集及び刊行

(調査研究の委託)

第三條　研究所の事業は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2　研究所は、前項の重複をさけるために、前條第一項各号の一に該当する調査研究が他の適当な研究機関又は個人によつて既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができる。

(所長)

第四條　研究所に所長を置く。

2　所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。

3　所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

（報告の公表）

第五條　所長は、毎年少くとも一回、調査研究の狀況及びその成果に關する報告を公表しなければならない。

（評議員会）

第六條　研究所に評議員会を置く。

2　評議員会は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。

3　所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。

（評議員）

第七條　評議員会は、二十人の評議員で組織する。

2　評議員は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところにより、学識経驗のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

3　学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

4　評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改嘱する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5　補欠の評議員の任期は、前任者の任期の殘任期間とする。

（評議員会の会長及び副会長）

第八條　評議員会に評議員の互選による任期二年の会長及び副会長各一人を置く。

（評議員会の運営方法）

第九條　この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によつて、文部大臣が定める。

（研究所の運営）

第十條　研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

（定員）

第十一條　研究所に置かれる専任の文部教官又は文部事務官の定員は、次の通りとする。

職員の種類＼級別	一級	二級	三級	計	備考
文部教官又は文部事務官	三人	一〇人	一二人	二五人	文部教官又は文部事務官の一級の定員は、所長の定員を含む。

2　文部教官又は文部事務官で現に二級又は三級の地位にあるものは、轉任によつて、それぞれ前項の一級又は二級の文部教官又は文部事務官となることができない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の後、最初に命ぜられ、又は委嘱される評議員のうち、半數の者の任期は、第七條第四項の規定にかかわらず、二年とする。

日本專賣公社法（昭和二十三年十二月二十日法律第二百五十五号）

目次

第一章　総則（第一條―第八條）
第二章　專賣事業審議会（第九條）
第三章　役員及び職員（第十條―第二十六條）
第四章　業務（第二十七條・第二十八條）
第五章　会計（第二十九條―第四十三條）
第六章　監督（第四十四條―第四十六條）
第七章　罰則（第四十七條・第四十八條）
第八章　雜則（第四十九條―第五十六條）
附　則

第一章　総則

（目的）

第一條　日本專賣公社は、煙草專賣法（明治三十七年法律第十四号）、塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）及び粗製樟脳、樟脳油專賣法（明治三十六年法律第五号）に基き現在の國の專賣事業の健全にして能率的な実施に当ることを目的とする。

（法人格）

第二條　日本專賣公社（以下公社という。）は、公法上の法人とする。公社は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十五條又は商事会社その他の社團に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定に定める商事会社ではない。

（事務所）

第三條　公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公社は、大藏大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四條　公社の資本金は、この法律施行の日に政府から出資される資産の額とする。政府から引き継がるべき資産の範囲は、昭和二十四年三月三十一日において專賣局特別会計に属し、且つ、第二十七條に掲げる業務の用に供せられ、又はこれと関係を有していた財産及び事業とする。

（登記）

第五條　公社は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。

（非課税）

第六條　公社には、所得税及び法人税を課さない。

2　都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、公社に対し地方税を課することができない。但し、鉱産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りではない。

（名称の使用制限）

第七條　公社でない者は、日本専賣公社という名称又はこれに類する名称を用いることができない。

（法人に関する規定の準用）

第八條　民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公社に準用する。

第二章　専賣事業審議会

（専賣事業審議会）

第九條　大藏省に専賣事業審議会を置く。

2　専賣事業審議会（以下審議会という。）は、第十二條第一項及び第四十五條第二項に規定する事項の外、公社の業務の運営に関し、大藏大臣の諮問に應じ、又はこれに対して意見を述べることができる。

3　審議会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

4　委員長及び委員は、学識経験のある者、葉たばこを耕作する者及び公社の職員の中から、大藏大臣が任命する。

5　委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、二人については一年、二人については二年、二人については三年とする。補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員長及び委員は、再任されることができる。

7　委員長及び委員は、その勤務に対し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公社の用務のために費された時間に対する相應の日当及び会合出席のため、又は公社の用務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

8　前各項に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　役員及び職員

（役員）

第十條　公社に、役員として、総裁、副総裁各一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

（役員の職務権限）

第十一條　総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2　副総裁は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁を補佐して公社の事業を掌理し、総

裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3　理事は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公社の事務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

4　監事は、公社の業務を監査する。

（役員の任命）

第十二條　総裁及び監事は、審議会の推薦に基き、大藏大臣が任命する。

2　副総裁及び理事は、総裁が大藏大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十三條　総裁、副総裁及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半數の任期は、それぞれ二年とする。

（代表權の制限）

第十四條　公社と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表權を有しない。この場合においては監事が公社を代表する。

（代理人の選任）

第十五條　総裁、副総裁及び理事は、公社の職員の中から、從たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする權限を有する代理人を選任することができる。

（役員の兼職の制限）

第十六條　公社の役員は、他の營利を目的とする團体の役員となり、又は營利事業に從事してはならない。

2　公社の役員は、國会又は地方公共團体の議会の議員であることができない。

（祕密保持の義務）

第十七條　公社の役員及び職員並びにこれらであつた者は、その職務に関して知つた祕密を他に洩らし、又は窃用してはならない。

（役職員の身分）

第十八條　公社の役員及び職員は、法令により公務に從事する職員とみなす。

2　公社の役員及び職員には國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）は、適用されない。

（職員の範囲及び資格）

第十九條　この法律において公社の職員とは、公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第二項に規定する者をいう。

（任免の基準）

第二十條　公社の職員の任免は、すべてその者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行うものとする。

（給與）

第二十一條　公社の職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。

2　公社の職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の從業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

（降職及び免職）

第二十二條　公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一　勤務実績がよくないとき。

二　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三　その他その職務に必要な適格性を欠くとき。

四　業務量が減少し、又は經営上やむを得ない事由が生じたとき。

（休職）

第二十三條　公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一　心身の故障のため、長期の休養を要するとき。

二　刑事事件に関し起訴されたとき。

2　前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とする。休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職を命ずるものとし、休職のまま期間満了したときは、当然退職する。

3　第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4　休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に從事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

（懲戒）

第二十四條　公社の職員が左の各号の一に該当する場合においては、総裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一　この法律又は公社の定める業務上の規程に違反したとき。

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2　停職の期間は、一月以上一年以下とする。

3　停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に從事しない。停職者は、その停職の期間中その俸給の三分の一を受ける。

4　減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

（服務の基準）

第二十五條　公社の職員は、その職務を遂行するについて、法令及び公社の定める業務上の規程に從わなければならない。

2　公社の職員は、全力を挙げてその職務の遂行に專念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により職員の組合の事務に專ら從事する者については、この限りでない。

（公共企業体労働関係法の適用）

第二十六條　公社の職員の労働関係に関しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章　業務

（業務の範囲）

第二十七條　公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一　葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しょう脳及びしょう脳油を買い入れること。

二　たばこ及び塩を製造すること。

三　たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しょう脳及びしょう脳油を販売すること。

四　葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しょう脳及びしょう脳油の生産者の指導及び助成に関すること。

五　たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しょう脳及びしょう脳油の販売者の指導及び助成に関すること。

六　葉たばこ、たばこ、たばこ用巻紙、塩、粗製しょう脳及びしょう脳油の輸出及び輸入を行うこと。

七　前各号に掲げる事務の外煙草専売法、塩専売法及び粗製樟脳、樟脳油専売法に定められた事項の実施に関すること。

八　前各号の業務に附帶する業務

（業務方法）

第二十八條　公社は、業務開始の際、業務の方法を定めて、大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときもまた同様とする。

第五章　会計

（経理原則）

第二十九條　公社の会計（價格及び料金に関するものを含む。以下本條中同じ。）に関しては、企業の能率的な運営を図るため公共企業体の会計に関する法律が制定施行されるまでは、公社を國の行政機関とみなし、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、専売局及び印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）その他從前の専売局の事業の会計に関し適用される法令の規定の例によるものとする。

2　前項の規定により公社を國の行政機関とみなす場合においては、総裁を各省各廳の長と、公社を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて、公社を大蔵省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

（事業年度）

第三十條　公社の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2　公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

（予算）

第三十一條　公社は、毎事業年度の予算を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

2　大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを檢討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3　内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

4　予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手続については大藏大臣が定める。

（追加予算）

第三十二條　公社は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手続に準じ、追加予算を作成し、これを大藏大臣に提出することができる。

2　前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

（決算）

第三十三條　公社は、毎事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に、大藏大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　公社は、前項の規定による大藏大臣の承認を受けたときは、遅滯なく、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第三十四條　公社は、予算の様式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

2　大藏大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第三十五條　内閣は、前條第二項の規定により公社の決算報告書の送付を受けたときは、これを会計檢査院に送付しなければならない。

2　内閣は、会計檢査院の檢査を経た公社の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに、國会に提出しなければならない。

（利益金の納付）

第三十六條　公社は、毎事業年度の利益金を國庫に納付しなければならない。

2　政府は、前項の利益金を、政令の定めるところにより、決算完結前において概算で納付させることができる。

3　第一項の利益金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

（借入金）

第三十七條　公社は、大藏大臣の認可を受けて、政府から長期の借入金及び一時借入金をすることができる。公社は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3　第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

（政府資金の貸付）

第三十八條　政府は、公社に対し資金の貸付をすることができる。

（償還計画）

第三十九條　公社は、毎事業年度、第三十七條第一項の規定による長期借入金の償還計画をたて、大藏大臣の承認を受けなければならない。

（業務に係る現金の取扱）

第四十條　公社の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に関する規程による。

（会計帳簿）

第四十一條　公社は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の狀況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（財産の処分の制限）

第四十二條　公社は、大藏大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を讓渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2　前項の重要な財産の範囲は、大藏大臣が定める。

（会計検査）

第四十三條　公社の会計については、会計検査院が検査する。

第六章　監督

（監督）

第四十四條　公社は、大藏大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。

2　大藏大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第四十五條　大藏大臣は、公社の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律、煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟脳、樟脳油專賣法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二　禁こ以上の刑に処せられたとき。

三　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公社の役員として不適当と認められるとき。

2　前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大藏大臣は、予め審議会にはからなければならない。

（報告及び檢査）

第四十六條　大藏大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して報告をさせ、又は職員をして事務所に立ち入り、業務の狀況若しくは帳簿書類その他必要な物件を檢査させることができる。

2　前項の規定により大藏省の職員が立入檢査をする場合においては、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第七章　罰則

（罰則）

第四十七條　左の場合においては、その違反の行爲をなした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一　この法律により大藏大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第二十七條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三　第五條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

四　第四十四條第二項の規定による大藏大臣の監督上の命令に違反したとき。

五　前條の規定による報告を怠り、若しくは虚僞の報告をなし、又は檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八條　第七條の規定に違反して、日本專賣公社という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一年以下の禁こ、又は一万円以下の罰金に処する。

第八章　雜則

（他の法令の準用）

第四十九條　訴願法（明治二十三年法律第百五号）、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公社を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

（恩給）

第五十條　この法律施行の際、現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員たる者が、引き続いて公社の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2　前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政廳とみなす。

3　第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて從前の專賣局特別会計において俸給又は給料を支弁した者に係るものの支拂に充てるべき金額については、公社が專賣局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負擔金を一般会計に繰り

入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

4　第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

（共済組合）

第五十一條　公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を準用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「日本專賣公社総裁」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本專賣公社」と、第六十九條（第一項第三号を準用する場合を除く。）及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本專賣公社」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本專賣公社を代表する者」と読み替えるものとする。

2　國家公務員共済組合法第二條第二項第三号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十二條　國庫は、公社に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十三條　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二條第一項、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六條の二及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

（災害補償）

第五十四條　公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員災害補償法（昭和　年法律第　号）の規定を準用する。この場合において「國（第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。）」とあるのは「日本專賣公社」、「会計」及び「当該会計」とあるのはそれぞれ「日本專賣公社」と読み替えるものとする。

2　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、國の直営事業とみなす。

3　第一項の規定により補償に要する費用は、公社が負担する。

（失業保険）

第五十五條　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第五十六條　國庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2　公社の設立手続、國から公社への財産及び職員の引継その他この法律施行のため必要な事項は、別に法律又は政令で定める。

日本國有鉄道法

（昭和二十三年十二月二十日法律第二百五十六号）

目次

第一章　総則（第一條―第八條）
第二章　監理委員会（第九條―第十七條）
第三章　役員及び職員（第十八條―第三十五條）
第四章　会計（第三十六條―第五十一條）
第五章　監督（第五十二條―第五十四條）
第六章　罰則（第五十五條）
第七章　雜則（第五十六條―第六十三條）
附　則

第一章　総則

（目的）

第一條　國が國有鉄道事業特別会計をもつて経営している鉄道事業その他一切の事業を経営し、能率的な運営により、これを発展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本國有鉄道を設立する。

（法人格）

第二條　日本國有鉄道は、公法上の法人とする。日本國有鉄道は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十五條又は商事会社その他の社團に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定に定める商事会社ではない。

（業務）

第三條　日本國有鉄道は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　鉄道事業及びその附帯事業の経営

二　鉄道事業に関連する連絡船事業及びその附帯事業の経営

三　鉄道事業に関連する自動車運送事業及びその附帯事業の経営

四　前三号に掲げる業務を行うのに必要な採炭、発送電及び電氣通信

五　前各号に掲げる業務の外第一條の目的を達成するために必要な業務

2　日本國有鉄道は、その業務の円滑な遂行に妨げのない限り、一般の委託により、陸運に関する機械、器具その他の物品の製造、修繕若しくは調達、工事の施行、業務の管理又は技術上の試験研究を行うことができる。

（事務所）

第四條　日本國有鉄道は、主たる事務所を東京都に置く。

2　日本國有鉄道は、必要な地に從たる事務所を置く。

（資本金）

第五條　日本國有鉄道の資本金は、別に法律で定めるところにより、昭和二十四年三月三十一日における國有鉄道事業特別会計の資産の價額に相当する額とし、政府が、全額出資するものとする。

（非課税）

第六條　日本國有鉄道には、所得税及び法人税を課さない。

2　都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、日本國有鉄道に対しては、地方税を課することができない。但し、鉱産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りでない。

（登記）

第七條　日本國有鉄道は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用に関する規定）

第八條　民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、日本國有鉄道に準用する。

第二章　監理委員会

（監理委員会の設置）

第九條　日本國有鉄道に監理委員会を置く。

（監理委員会の権限及び責任）

第十條　監理委員会は、第一條に掲げる目的を達成するため、日本國有鉄道の業務運営を指導統制する権限と責任を有する。

（監理委員会の組織）

第十一條　監理委員会は、五人の委員及び一人の職務上当然就任する特別委員をもつて組織する。

2　監理委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3　監理委員会は、予め、委員のうちから、委員長が事故のある場合に委員長の職務を代理する者を定めて置かなければならない。

（委員の任命）

第十二條　監理委員会の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、廣い経験と知識とを有する年令三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2　委員の任命において、衆議院が同意して参議院が同意しない場合には、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて両議院の同意とする。

3　左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復權を得ない者
二　禁こ又は懲役に処せられた者
三　國務大臣、國会議員、政府職員又は地方公共團体の議会の議員
四　政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）
五　日本國有鉄道に対し、物品の賣買若しくは工事の請負を業とする者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職權若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。）
六　前号に掲げる事業者の團体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職權又は支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。）

（委員の任期）

第十三條　委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の殘存期間在任する。

2　委員は、再任されることができる。

3　日本國有鉄道創立後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。

（委員の罷免）

第十四條　内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2　第十二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（委員の報酬）

第十五條　委員は、名誉職とする。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

（議決方法）

第十六條　監理委員会は、委員長又は第十一條第三項に規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2　監理委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。但し、第十一條に規定する職務上当然就任する特別委員は、議決に加わることができない。

3　可否同数のときは、委員長が決する。

4　監理委員会は、日本國有鉄道の役員又は職員をその会議に出席せしめて、必要な説明を求めることができる。

5　総裁の指名する役員は、監理委員会に出席して意見を述べ、又は説明をすることができる。

（公務員たる性質）

第十七條　委員は、法令により公務に從事する者とみなす。

2　委員には、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）は適用されない。

第三章　役員及び職員

（役員の範囲）

第十八條　日本國有鉄道の役員は、総裁、副総裁及び理事とする。

（役員の職務及び権限）

第十九條　総裁は、日本國有鉄道を代表し、その業務を総理する。総裁は、監理委員会に対し責任を負う。総裁は、第十一條に規定する職務上当然就任する監理委員会の特別委員とする。

2　副総裁は、総裁の定めるところにより、日本國有鉄道を代表し、総裁を補佐して日本國有鉄道の業務を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3　理事は、総裁の定めるところにより、日本國有鉄道を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本國有鉄道の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

（役員の任命及び任期）

第二十條　総裁は、監理委員会が推薦した者につき、内閣が任命する。

2　前項の推薦は、第十六條の規定にかかわらず、委員四人以上の多数による議決によることを要する。

3　副総裁は、監理委員会の同意を得て、総裁が任命する。

4　理事は、総裁が任命する。

5　総裁及び副総裁の任期は、各〻四年とする。

6　総裁及び副総裁は、再任されることができる。

（役員の欠格條項）

第二十一條　第十二條第三項各号の一に該当する者は、役員であることができない。

（総裁及び副総裁の罷免）

第二十二條　内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は総裁に職務上の義務違反その他総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2　第二十條第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3　総裁は、副総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は副総裁に職務上の義務違反その他副総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

（役員の兼職禁止）

第二十三條　役員は、営利を目的とする團体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十四條　日本國有鉄道と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監理委員会は、これらの代表権を有しない役員以外の他の役員のうちから日本國有鉄道を代表する者を選任しなければならない。

（代理人の選任）

第二十五條　総裁、副総裁又は理事は、日本國有鉄道の職員のうちから、その業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限をもつ代理人を選任することができる。

（職員の地位及び資格）

第二十六條　この法律において日本國有鉄道の職員とは、公共企業体勞働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第二項に規定する者をいう。

2　第十二條第三項第三号に該当する者は、職員であることができない。

（任免の基準）

第二十七條　職員の任免は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行う。

（給與）

第二十八條　職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならない。

2　職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従事員における給與その他の條件を考慮して定めなければならない。

（降職及び免職）

第二十九條　職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一　勤務成績がよくない場合

二　心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合

三　その他その職務に必要な適格性を欠く場合

四　業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じた場合

（休職）

第三十條　職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職されることがない。

一　心身の故障のため長期の休養を必要とする場合

二　刑事事件に関し起訴された場合

2　前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とし、休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職させるものとし、休職のまま満期に至つたときは、当然退職者とする。

3　第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4　休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。休職者は、休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

（懲戒）

第三十一條　職員が左の各号の一に該当する場合においては、総裁は、これに対し懲戒処分として免

職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一　この法律又は日本國有鉄道の定める業務上の規程に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

2　停職の期間は、一月以上一年以下とする。

3　停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

4　減給は、一月以上一年以下俸給の十分の一以下を減ずる。

（服務の基準）

第三十二條　職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令及び日本國有鉄道の定める業務上の規程に従わなければならない。

2　職員は、全力をあげて職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体勞働関係法第七條の規定により、専ら職員の組合の事務に従事する者については、この限りでない。

（勤務時間の延長、時間外及び休日勤務）

第三十三條　日本國有鉄道は、左の各号の一に該当する場合においては、勞働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條、第三十五條又は第四十條の規定にかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

一　災害その他により事故が発生したとき。

二　災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき。

三　列車（自動車、船舶を含む。）が遅延したとき。

（公務員たる性質）

第三十四條　役員及び職員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2　役員及び職員には、國家公務員法は適用されない。

（公共企業体勞働関係法の適用）

第三十五條　日本國有鉄道の職員の勞働関係に関しては、公共企業体勞働関係法の定めるところによる。

第四章　会計

（経理原則及び運賃）

第三十六條　日本國有鉄道の会計及び財務（運賃の設定及び変更に関するものを含む。）に関しては、鉄道事業の高能率に役立つような公共企業体の会計を規律する法律が制定施行されるまでは、日本國有鉄道を國の行政機関とみなして、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、國有鉄道事業特別会計法（昭和二十二年法律第四十号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）その他従前の國有鉄道事業の会計に関し適用される法令の規定の例による。

2　前項の規定により日本國有鉄道を國の行政機関とみなす場合においては、日本國有鉄道の総裁を

各省各廳の長と、日本國有鉄道を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて日本國有鉄道を運輸省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

（事業年度）

第三十七條　日本國有鉄道の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2　日本國有鉄道は、毎事業年度の決算を、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

（予算）

第三十八條　日本國有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2　大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3　内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

4　予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手続については大藏大臣が運輸大臣と協議して定める。

（追加予算）

第三十九條　日本國有鉄道は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手続に準じ追加予算を作成し、これを運輸大臣を経て大藏大臣に提出することができる。

2　前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

（決算）

第四十條　日本國有鉄道は、事業年度ごとに財産目錄、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2　日本國有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財産目錄、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第四十一條　日本國有鉄道は、予算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2　大藏大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第四十二條　内閣は、前條第二項の規定により日本國有鉄道の決算報告書の送付を受けたときは、これを会計検査院に送付しなければならない。

2　内閣は、会計検査院の検査を経た日本國有鉄道の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに國会に提出しなければならない。

（損益の処理）

第四十三條　政府は、日本國有鉄道に損失を生じた場合において特別の必要があると認めるときは、

その損失の額を限度として交付金を交付することができる。

2　日本國有鉄道は、経営上利益金を生じたときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般会計に納付しなければならない。

（借入金）

第四十四條　日本國有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び一時借入金をすることができる。日本國有鉄道は、市中銀行その他民間から借入金をすることができない。

2　前項の規定による長期借入金及び一時借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3　第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額に限り、運輸大臣の認可をうけて、これを借り換えることができる。

4　前項但書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（政府からの貸付）

第四十五條　政府は、日本國有鉄道に対し、資金の貸付をすることができる。

（償還計画）

第四十六條　日本國有鉄道は、毎事業年度、第四十四條第一項に掲げる長期借入金の償還計画をたて、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（業務に係る現金の取扱）

第四十七條　日本國有鉄道の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に関する規程による。

2　日本國有鉄道の出納職員は、法律又は政令の定めるところにより、日本國有鉄道の債務をその保管に係る現金をもつて支拂うことができる。

（会計帳簿）

第四十八條　日本國有鉄道は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（財産処分の制限）

第四十九條　日本國有鉄道は、運輸大臣の認可を受けなければ、営業線及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2　前項の重要な財産の範囲及び種類は、運輸大臣が、大蔵大臣にはかつて定める。

（大蔵大臣の監督）

第五十條　運輸大臣が、第四十條第一項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認を行うとき、及び第四十四條第一項又は第三項の規定による借入金に関する認可を行うときは、大蔵大臣にはからなければならない。

（会計検査）

第五十一條　日本國有鉄道の会計については、会計検査院が検査する。

第五章　監督

（監督者）

第五十二條　日本國有鉄道は、運輸大臣が監督する。

（監督事項）

第五十三條　左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けなければならない。

一　鉄道新線の建設及び他の運輸事業の譲受

二　日本國有鉄道に関連する連絡船航路又は自動車運送事業の開始

三　営業線の休止及び廃止

（監督上の命令及び報告）

第五十四條　運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本國有鉄道に対し監督上必要な命令をすることができる。

2　運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本國有鉄道に対し報告をさせることができる。

第六章　罰則

（罰則）

第五十五條　総裁、副総裁又は総裁の職務を行い若しくは総裁を代理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に應じて、十万円以下の罰金に処する。

一　この法律により、主務大臣の認可又は許可を受けるべき場合に受けなかつたとき。

二　第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三　第七條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

四　前條第一項の規定に基く命令に違反したとき。

五　前條第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第七章　雜則

（恩給）

第五十六條　この法律施行の際、現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員たる者が、引き続いて日本國有鉄道の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間これに恩給法の規定を準用する。

2　前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、日本國有鉄道を行政廳とみなす。

3　第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の國有鉄道事業特別会計（旧帝國鉄道会計を含む。）において俸給又は給料を支弁した者にかかるものの支拂に充てるべき金額については、日本國有鉄道が國有鉄道事業特別会計として存続するもの

とみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

4　第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により日本國有鉄道の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず日本國有鉄道に納付すべきものとする。

（共済組合）

第五十七條　日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用されるもので國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各廳」とあるのは「日本國有鉄道」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本國有鉄道総裁」と、第六十九條（第一項第三号を準用する場合を除く。）及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本國有鉄道」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるは「日本國有鉄道を代表する者」と読み替えるものとする。

2　國家公務員共済組合法第二條第二項第八号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により日本國有鉄道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十八條　國庫は、日本國有鉄道に設けられた共済組合に対し、國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十九條　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二條第一項、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六條の二及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十五條の規定の適用については、日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

（災害補償）

第六十條　日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用される者で、國庫から報酬をうけるものとみなし、國家公務員災害補償法（昭和　　号）の規定を準用する。この場合において、「國」（第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。）とあるのは「日本國有鉄道」と、「会計」とあるのは「日本國有鉄道」と読み替えるものとする。

2　勞働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三條第三項の規定の適用については、日本國有鉄道の事業は、國の直営事業とみなす。

3　第一項の規定により補償に要する費用は、日本國有鉄道が負担する。

（失業保険）

第六十一條　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第七條の規定の適用については、日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第六十二條　國庫は、日本國有鉄道がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

（他の法令の適用）

第六十三條　道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）、電氣事業法（昭和六年法律第六十一号）、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）その他の法令（國の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）を除く。）の適用については、この法律又は別に定める法律をもつて別段の定をした場合を除くの外、日本國有鉄道を國と、日本國有鉄道総裁を主務大臣とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

（財産の承継）

2　國有鉄道事業特別会計の資産は、この法律施行の日に日本國有鉄道に引き継ぐものとする。

（日本國有鉄道設立の手続その他）

3　日本國有鉄道設立の手続、財産及び従業員の政府から日本國有鉄道への引継の手続その他この法律施行のために必要な事項は別に法律又は政令をもつて定める。

馬匹去勢法を廃止する法律

（昭和二十三年十二月二十二日　法律第二百六十四号）

第一條　馬匹去勢法（明治三十四年法律第二十二号）は、廃止する。

第二條　馬匹去勢法廃止前同法の規定に基き施行した去勢に関しては、同法第五條の規定は、この法律施行後でもなおその効力を有する。

附　則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、施行する。

納本